

## 告別のことば

風 早 八 十 二

わが親愛な熊倉 武君、

君と僕との最初の出会いは、一九三〇年、僕がプロレタリア科学研究所の中に「法および国家理論研究会」を創設し、その責任者となっていたときにさかのぼる。

当時は、治安維持法が、思想弾圧、人権抑圧の凶器として猛威をふるっていた時期であり、そして何よりも、新派刑法理論が、その主観主義的解釈適用を通じて、それに援護射撃をおくった時期であった。治安維持法に断乎反対の僕たちは、いきおい、新派刑法理論に対する批判のノロシをあげないわけにいかず、ノロシをあげたのである。

迫りくる政治反動に怒りを感じていた君は、おそらく僕たちの理論活動に触発され、政治反動とたたかう理論的武器を求めて、民主主義刑法理論の建設を志すにいたったのである。

君は、戦前、戦中、戦後を一貫して、日本人民解放運動の味方であり、恩人であった。

君の専門の刑法学の領域にかぎってみても、日本軍国主義が対外的にはすでに中国東北部から北部へ、上海へ、さらに海南島にまで侵略の魔手をのぼし、対内的には、瀧川事件から人民戦線弾圧にいたる政治的極反動の嵐となっていた一九三七、八年のころ、君が、困難を排して、雑誌『唯物論研究』に発表した「近代刑法思想の発展と科学的精神」と題する論文、雑誌『学芸』に出した「規範的責任論と確信犯人」と題する論文は、僕らが着手した戦前における民主主義的刑法理論闘争の最後を飾るものであり、暗い谷間に輝く一すじの光明であった。

君は戦後も、僕らが提唱した民主主義科学者協会設立の事業に最初から参画し、わけでもその「法律部会」の運営に骨を折り、同部会の今日の隆盛の礎をきづいてくれた。その間君は、著作単行本としても十数巻、文字どおり精力的に民主主義的刑法理論発展のために尽してくれた。君の論文は、占領時代にあってもたとえば「国家公務員法改悪」、「軽犯罪罪」、「団規令」、「集団暴力行為取締法案」などなど、安保体制開始以後においても、「ピケッティング」、「ロックアウト」、「鉱山労働災害」などなどなど、そのどれ一つとってみて

も、階級闘争の実践の中から提起され、解決を迫られているアップ・ツー・デイトの生き  
たテーマに、遅滞なく取組んだものであり、日本労働者階級と人民の生活と権利を反動的  
抑圧から守る点で大きな役割を果たしてくれたことに、僕は心から敬意を表するものであ  
る。

しかし、僕が君の霊前で本当に語りたかったことは、君の学問の、そのもう一つ奥にあ  
る大切なものについてである。

君は剣道の達人であった。隆々たる君の筋骨は、それを裏書していた。病を知らぬ、と  
いうよりむしろ疲れそのものを知らぬ刻苦勉励。僕が知っているのは、そのような姿の君  
だった。しかも、僕より一まわり近くも若い君に関して、およそ「病氣」という連想は、  
根輪際、なじむところでなかった。とはいっても、僕たちも、君が眼の中に入れても痛く  
ないほど可愛がっておられたお嬢さんのお一人を亡くされて以来、いたいたいほど元気  
をなくした君の様子に気づかなかったわけではない。いや、僕たち仲間もまた、君のその  
ような様子に胸を痛めた。また、たしか今年の五月、東京刑事法研究会で久しぶりに会っ  
た君は、階段から落ちて肋膜炎を痛めたといっており、そういえば心なし、少しやせたかな

と感じた。しかしそれでもなお、君がまさか、大変な病気をしよっていたなどとは、夢にも思わなかった。

ところがどうだ。さる二十日の夕刻、ある友人からの知らせで君が危篤だという。すぐ、とぶようにして病院に駆けつけた僕が、そこに見出した君の姿。正直いって僕は、君とは信じられないほどだった。奥様が君の耳元に口をあてて僕の名を大きな声で伝え、僕ものぞきこんだとき、君は大きな眼をひらいて、一瞬、ニコリと笑みをもらした。たしかに君だ。熊倉君だ。むしろ僕自身が救われたような気がした。「熊倉君！ わかるか。僕だよ、風早だよ」。しかしもう二度と反応はなかった。君はやがてイビキをかいて眠り、また突如目ざめて何か語りかける。それは音にはならず、僕にはどうしてもききとれない。それは奥様だけにしか、意味は通じないものであった。

一体どうしてこういうことになったのか。

君は、家庭にあって、本当にやさしい夫であり、父親であった。奥様が「クスリ」とでもいおうものなら、風邪ではないか、やれ薬を飲め、やれ医者に診てもらえと、大さわぎをする。だが君自身については、咳が出ようが、熱が出ようが一向にかまわない。「医者

に診てもらったらと奥様から注意されても、俺は大丈夫だ、絶対に心配するな、といって、かまいつけない。これは一つには君が自分の体に絶対の自信をもっていたせいでもあろうが、決してそれだけではないと思う。奥様やお嬢さん方に対しては、深いいたわり、自己に対してはつよい責任感、犠牲的精神という君に備わった美德のしからしめるところであった、と僕は思う。公務の面であっても、君は一九五二年以来、静岡大学と千葉との間を行った来たり、ふつうの者なら到底つとまらない激務をつづけた。学内紛争にさいしても、君はもっとも困難な部署に甘んじてつき、時には、一週間もろくに食事をとらず、睡眠もできず、ゲツソリしようすいた様子で帰宅することもしばしばあったが、君は絶対に苦情を洩らさなかつた。それでなくても日夜大変な苦勞をなさっている奥様に、公務のとばかりでこれ以上心配させてはならない。自分さえいっそう努力すれば家族は安泰に暮らすことができる。いや、家族を安泰に暮らせるには、自分はもっと努力せねばならぬ、という、深い思いやりと犠牲献身的な行動は、君のばあい、家族に対してだけでなく、自己に課せられた公私の仕事のすべてに、また、取上げなければならぬ重要なテーマに対する学問研究のすべてに、及んでいた。僕は君の学問研究の数多い業績に敬意を表す

るとともに、その奥にある何ものかに、いっそう深く心を打たれるのである。

君とはじめて出会った一九三〇年から今日まで四十一年のあいだ、君と僕とは、戦前の苦難の時代を一緒に生きつづけ、戦後も職場こそちがえ、たまにしか会えなかったとはいえ、同じ解放の志を胸に抱いて闘いつづけてきた間柄である。その君と僕が、真の解放の日を待たずに、ここに幽明境を異にし、もはや物言わぬ君に話しかけねばならないとは、何と悲しいことであろう。

解放運動の一環としての民主主義刑法理論にかぎっていつてみても、その完成を見ることなく、先には、異郷の空、ドイツで宮内裕教授を失い、今また、不治の病で君を失ったことは、償いがたい損害である。

しかしながら熊倉君、君もそこで御覧のとおり、法学界の第一線で、もっとも優れた、もっとも指導的な役割をはたしている学者の諸君をふくむかくも多勢の友人、知人が、君の霊前に集まり、慟哭して別れを惜しんでいるこの光景は、学者としての、そして何よりもさらにその奥にある気高い人柄としての君の生涯が、いかに高く評価されているかを示す生きた証拠であるとともに、悲しみの底にある君の最愛の奥様や桂子さんを少しでもお

慰めしてさしあげたいという、友人たちの切なる念願の生きた証拠である。

君に信頼された先輩として、君のために尽すいとまのないうちに、君を先立たせたことは、残念で残念でならない。君よ、許してくれ。僕は、もういくばくもない余命を、せめて君の名をはずかしめることのないように過して、君の後を追いたい。

親愛なる熊倉君よ、どうか安らかに眠ってくれ給え。

一九七一月二十五日